

教育民生建設観光委員会会議録

1. 日 時 平成25年3月18日(月曜日)
午後1時30分～午後4時41分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 岩本明央委員長 俵 薫 副委員長
徳並伍朗委員 荒山光広委員
下井克己委員 萬代泰生委員
岡山隆委員 秋枝秀稔委員
猶野智和委員 秋山哲朗議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
石田淳司 議会事務局長 岩崎敏行 議会事務局補佐
岡崎基代 議会事務局主査
6. 説明のため出席した者の職氏名
村田弘司 市長 林 繁美 副市長
永富康文 教育長 山田悦子 教委事務局長
福田和司 市民福祉部長 杉原功一 市民福祉部市民課長
井上孝志 市民福祉部健康増進課長 三浦洋介 市民福祉部地域福祉課長
白井栄次 市民福祉部高齢福祉課長 伊藤康文 建設経済部長
松野哲治 建設経済部次長 前野兼治 建設経済部建設課長
藤澤和昭 総合観光部長 大野義昭 総合観光部観光総務課長
綿谷敦朗 総合観光部観光振興課長 坂田文和 消防長
西岡博和 消防本部次長 末藤勝巳 農業委員会事務局長

午前9時30分開会

委員長（岩本明央君） 只今より教育民生建設観光委員会を開催いたします。先の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案22件につきまして審査をいたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

市長さん御報告等ございませんか。

市長（村田弘司君） ございません。よろしく申し上げます。

委員長（岩本明央君） 議長さん御報告等。

議長（秋山哲朗君） 特にございません。

委員長（岩本明央君） 各委員さん御報告等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 執行部から報告事項がありましたらお願いします。はい、福田市民福祉部長。

市民福祉部長（福田和司君） 議案に入ります前に報告のほう私のほうからさせていただきます。先の本会議初日の質疑に起きまして、三好議員のほうから質問がありました議案第14号平成25年度介護保険事業特別会計予算及び議案第15号平成25年度後期高齢者医療事業特別会計予算に関連する質問事項について、説明及び修正をさせていただきます。

議案第14号平成25年度介護保険事業特別会計予算に関連する質問4点についてですが、まず1点目の制度改正によりまして、ヘルパーの支援が45分になったのかについてでございますが、本年度3年ごとの報酬改定が実施されまして、その中で訪問介護における生活扶助の時間区分の見直しが行われております。これはサービスの提供の実態を踏まえまして、限られた人材の効率的な活用とよりニーズに対応したサービスの効率的な提供の観点から区分の見直しがされたものでございます。具体的に申しますと、これまで1回あたり30分以上60分未満、60分以上の2区分であったものが、20分以上45分未満、それと45分以上60分未満、それと60分以上の3区分に細分化されたものであります。

続きまして、2点目の質問の介護認定を受けておられない方々に対する介護予防についての質問でございます。この介護予防事業については、すいませんが予算書の462ページ、463ページをお開き願いたいと思います。3款の地域支援事業費・1項の介護予防事業費において実施されておりますこの予防事業には、介護予

防一次予防事業と介護予防の二次予防事業等がございます。一次予防事業につきましては、要支援、要介護の認定がなく、また生活機能の低下が見られない、いわゆる一般高齢者に対する事業でございます。二次予防事業については、要支援、要介護の認定はございませんが、生活機能の低下が見られる高齢者に対して実施する事業であります。

この予防事業の流れをスケジュール的に申しますとまず5月頃に要支援、要介護の認定を受けられておられない高齢者全員を対象にしまして、40項目程度の健康自立に関する調査票を送付いたしまして、その中のチェックリストを返送いただくこととなります。これらを市において集計分析いたしまして、その結果生活機能の低下が見られると判断された二次予防対象者に対しまして、運動機能の向上や栄養改善プログラムを実施いただく市内の通所型事業所の通所型介護予防事業や訪問指導事業等をご案内しているところでございます。

また先ほど述べました生活機能の低下の見られないと判断された高齢者に対しましては、一次予防事業として、運動機能・口腔機能の向上、更には栄養改善のプログラム等を実施する複合方介護予防教室や認知症予防教室を開催することとしておりまして、実施時期につきましては広報で市民の皆様へ周知を予定をしております。

3点目でございますが、介護サービスの医療料が高いので、必要な介護サービスが利用できないとの質問でございます。この件につきましては、先の質問の時にもお答えいたしておりますが、個々の状況によりまして、提供される介護サービスの内容は異なりますことから、ケアプランを策定しますケアマネージャーに身体の状況に合わせまして、経済状況をお伝えいただきよく相談をいただければと思っております。介護保険制度の中に特定入所介護サービスや高額介護サービス等低所得者に対応する事業も予算計上いたしておりますので、まずは両総合支所を含めお気軽に窓口にご相談をいただきたいと思いますと思っております。

最後に4点目の地域包括ケアの取り組みについての質問でございますが、地域包括ケアとはどういうものかと言いますと、地域の皆様が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、介護保険制度によるいわゆる公的サービスのみならず、買い物支援や生活支援のための多彩な社会資源を本人が活用できるように、包括的に継続的に支援できる社会の実現を目的とした制度でございます。

まして、従いまして、これを担う地域包括支援センターの更なる機能の強化を図るため、人的技術的向上に努めますとともに、高齢者の生活サポートの体制づくりに一層努めることとしております。

次に議案第15号平成25年度後期高齢者医療事業特別会計予算に関連する質問において、今年度の後期高齢者の滞納における差し押さえについての回答で、今時点でそのようなケースは聞いておらないと回答をさせていただいております。手持ちの上半期の報告集計におきましてそのように回答いたしました。直近の下期の報告予定におきまして、5件の実施をしております。発言の訂正をお願いいたします。

なお執行額につきましては、数千円から数百円の執行が多くを締めておりまして、残額に十分配慮した上で差し押さえを実施しております。執行の対象といたしましては、再三の文書、電話、戸別訪問による督促に応じていただけないケースで、分納を含め相談に応じて頂けない者のみを実施しております。

目的の一つとして、この対応をきっかけに滞納者の分納に繋がるケースも多くございまして、このような観点から実施をさせていただいております。なお、その他詳細につきましては、それぞれの議案の審議の中で詳細説明をさせていただきます。報告は以上でございます。

委員長（岩本明央君） 報告4件と訂正1件ということでございます。

それでは議案第2号平成24年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。杉原市民課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） それでは、議案第2号平成24年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。補正予算書の2-1ページをお開き下さい。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ188万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億9,384万7,000円とするものでございます。

まず歳出を御説明いたします。2-10、2-11ページをお開き下さい。まず7款共同事業拠出金・1項共同事業拠出金・1目高額医療費共同事業拠出金、右側に移りまして、19節負担金、補助及び交付金といたしまして、高額医療費共同事業拠出金376万円の増額補正でございます。これは、高額な医療費の発生による国保財政に与える影響を緩和するため、レセプト1件当たり80万円を超える医療

費を対象として、国民健康保険団体連合会が事業主体として行う再保険事業でございます。各保険者からの拠出金と国・県の負担金を財源といたしまして共同事業を行っております。国民健康保険団体連合会よりの通知により、この拠出金を増額補正するものでございます。

続きまして、2目保険財政共同安定化事業拠出金・19節負担金、補助及び交付金といたしまして、保険財政共同安定化事業拠出金455万8,000円の減額補正でございます。これは、レセプト1件当たり30万円を超え80万以下の医療費を対象として国民健康保険団体連合会が事業主体として行う再保険事業で、各保険者からの負担金を財源として共同事業を行っております。国民健康保険団体連合会よりの通知により、この拠出金を減額補正するものでございます。

この二つを併せ、1項共同事業拠出金の補正額は79万8,000円の減額補正でございます。

続きまして、11款予備費でございます。全体予算調整の結果267万8,000円の増額補正でございます。

次に歳入について御説明いたします。2-8、2-9ページをお開き下さい。3款国庫支出金・1項国庫負担金・2目高額医療費共同事業負担金・1節高額医療費共同事業負担金94万円の増額補正でございます。これは、歳出で説明いたしました高額医療費共同事業拠出金の増額に対する国よりの負担金でございます。負担割合は4分の1でございます。

続きまして、6款県支出金・1項県負担金・1目高額医療費共同事業負担金・1節高額医療費共同事業負担金94万円の増額補正でございます。これは、歳出で説明いたしました高額医療費共同事業拠出金の増額に対する県よりの負担金でございます。同じく負担割合は4分の1でございます。以上です。

委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第2号平成24年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に議案第3号平成24年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） それでは続きまして、議案第3号平成24年度美祢市介護保健事業特別会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

補正予算書の3-1ページをお開き願います。第1条でございますが、この度の補正は、本年度事業の決算見込みに基づき、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,719万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1,473万3,000円とするものでございます。

それではまず最初に歳出について御説明でございます。おそれいりますが、補正予算書の3-14、15をお開き願います。まず1款総務費・3項介護認定審査会費・1目介護認定審査会費、1節報酬の122万4,000円の減額補正についてでございます。要介護・要支援の認定や介護度を判定する介護認定審査会に係る経費のうち、審査会委員に支給する報酬について、審査会の回数の減に伴い減額補正を行うものでございます。

続きまして、その下の2目認定調査等費、12節役務費128万8,000円の減についてでございます。これは被保険者から要介護認定の申請があった際には、申請者の主治医に対し意見書の提出を依頼しております。この件数が当初の見込に至らないということから、主治医意見書に対する手数料について減額補正をいたすものでございます。

次に、2款保険給付費についてでございます。被保険者が介護サービスを利用された際に支給される経費でございます。本年度の実績見込みに基づきまして、各サービスの給付費についてそれぞれ補正を行ったものでございます。まず1項介護サービス等諸費におきましては、1目居宅介護サービス給付費につきましては、2,007万3,000円増額の8億3,078万8,000円と見込んでございます。

次に3目地域密着型介護サービス給付費につきましては、360万8,000円を減額で2億5,229万円でございます。

次に、5目施設介護サービス給付費につきましては、633万3,000円を減額し、12億4,516万4,000円と見込んでおります。

続きまして、3-16、17ページをお開き願います。上のほうから次に7目居宅介護福祉用具購入費につきましては、47万5,000円の減額で、383万3,000円を見込んでおります。

次に、9目居宅介護サービス計画給付費につきましては、113万8,000円を増額で、1億51万4,000円を見込んでございます。

続きまして、その下2項介護予防サービス等諸費についてでございます。1目介護予防サービス給付費につきましては、1,758万8,000円を減額し、1億3,186万6,000円を見込んでございます。3目地域密着型介護予防サービス給付費につきましては、349万3,000円の減額で、300万6,000円を見込んでございます。6目介護予防住宅改修費につきましては、37万2,000円を減額し、417万9,000円を見込んでおるところでございます。

続きまして、3-18、19ページをお開き願います。上から2番目の7目介護予防サービス計画給付費につきましては、67万6,000円を増額いたし、1,549万6,000円を見込んでおるところでございます。

続きまして、3項その他諸費でございます。1目の審査支払手数料につきましては、11万9,000円を増額し、370万6,000円を見込んでおります。

次に5項高額医療合算介護サービス等費についてでございます。1目高額医療合算介護サービス費につきましては、767万9,000円を減額し、701万7,000円を見込んでございます。

続きまして、3-20、21ページをお開き願います。続きまして、2番目の欄ですけれども、6項特定入所者介護サービス等費についてでございます。1目特定入所者介護サービス費におきましては、1,721万2,000円を増額し、1億3,616万円を見込んでおるところでございます。

続きまして、一番最後の欄ですが、3款地域支援事業費・1項介護予防事業費・1目介護予防一次予防事業費についてございまして、これを23万1,000円を減額補正いたしてございます。これは先ほど、部長からも報告ございましたが、

その介護予防事業にかかるものでございます。一次予防事業と申しますもの、先ほども申しましたが、要支援・要介護の認定を受けておらず、生活機能の低下も見られない、いわゆる一般高齢者に対して行う事業でございます。今回の補正は、ご家庭の都合で、一時的に在宅での生活が困難になった高齢者に対して、ショートステイを提供するという事業でございますけれども、この事業につきまして、利用者数が当初の見込に達しないということから減額するものでございます。

続きまして、その下の2目介護予防二次予防事業費におきまして、595万2,000円を減額補正をしております。これにつきましても二次予防事業につきまして、要支援・要介護の認定は受けておりませんが、生活機能の低下が認められる高齢者に対して行う事業でございます。この事業の実施に当たりましては、二次予防事業の対象者になる方々を把握する必要があるため、まず健康自立度に関する調査票による調査・分析を行い、その結果、対象者となった方々に対して電話連絡等により、事業への参加を呼びかけているところでございます。今回の補正は、調査票の発送や回収にかかる通信運搬費11万1,000円とデータの集計や分析に係る委託料の入札減の部分234万1,000円について、それぞれ減額補正を行うものでございます。

次の配食サービス事業委託料50万円と、それから3-22、23ページにわたりますけど、一番上の生活管理指導事業委託料300万円の減額補正については、いずれも利用者数が当初の見込に至らないということから、それぞれ減額補正をいたすものでございます。

続きまして、2目包括的支援事業・任意事業費について御説明いたします。1目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、1節の報酬を156万7,000円、委託料におきまして50万円、それぞれ減額補正を行っております。詳細につきましては、右の説明欄をご覧頂ければと思いますが、まず美祢市地域包括支援センターで勤務するケアマネージャーにつきましては、年度当初2名を予定し、現在1名の確保は果たされておるわけですが、もう1名につきまして、公募は続けて行っているのですが、未だに確保できていない状況にあります。今回の補正は、未だに確保できないケアマネージャーに係る報酬の減額でございます。

また、地域包括支援センターのケアマネージャーが行う業務の一つに、要支援者の介護予防ケアプランの作成がございます。この業務は、民間のケアマネージャー

等へ委託することができるのですが、本年度の業務委託料が当初の見込に達しないことから、業務委託料50万円を減額補正いたすものでございます。

次に、2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、13節委託料におきまして、60万円を減額してございます。これは、平成24年度、本年度より業務委託により運営されております美祢東地域包括支援センターに係る委託料でございます。

次に3目任意事業費におきまして、13節委託料500万円、20節扶助費50万4,000円をそれぞれ減額補正しております。詳細は、右の説明欄に記載してございますけれども、配食サービス事業委託料、成年後見制度利用支援扶助につきまして、本年度の実績見込みに基づきまして減額をいたしておるところでございます。

次に歳入について御説明を申し上げます。3-8、9ページにお戻りを願いたいと思います。歳入につきましては、只今、歳出で御説明をいたしました各事業の決算見込に基づきまして算定をいたしたものでございます。

まず、2款分担金及び負担金・1項負担金・1目地域支援事業費負担金についてでございますが、これは、地域支援事業として実施しております諸事業に参加、あるいはサービスを利用された方々からいただく負担金でございます。介護予防一次予防事業費負担金につきましては7万1,000円、介護予防二次予防事業費負担金につきましては39万7,000円、任意事業負担金につきましては224万1,000円をそれぞれ減額補正をいたすものでございます。

次に4款国庫支出金・1項国庫負担金・1目介護給付費負担金につきましては、給付事業に対する国の負担分で44万3,000円の減額補正をいたしております。

次に2項国庫補助金につきましては、介護保険事業実施に対する国からの補助金であります。まず1目調整交付金につきましては2万7,000円、2目地域支援事業交付金のうち介護予防事業に係る分として142万2,000円、3目同じく包括的支援事業・任意事業に係る分として285万8,000円をそれぞれ減額補正いたしてございます。

続きまして、3-10、3-11ページをお開き願います。続きまして、5款支払基金交付金・1項支払基金交付金についてでございます。これは、社会保険診療

報酬支払基金からの交付金でございますが、1目介護給付費交付金については10万1,000円を、2目地域支援事業支援交付金については165万円をそれぞれ減額補正いたしております。

次に6款県支出金・1項県負担金・1目介護給付費負担金につきましては、給付事業に対する県の負担分でございます。33万7,000円の増額補正でございます。

次の2項県補助金につきましては、介護保険事業実施に対する県の補助金であり、1目地域支援事業交付金、介護予防事業分として71万1,000円、同じく包括的支援事業・任意事業分として142万9,000円をそれぞれ減額補正いたしております。

次に8款繰入金・1項一般会計繰入金につきましては、介護保険事業実施に対する一般会計からの繰入分でございます。まず1目介護補給付費繰入金につきましては112万円の減額補正でございます。

次の2目地域支援事業繰入金、介護予防事業分につきましては73万7,000円、3目の同じく包括的支援事業・任意事業につきましては70万3,000円、4目その他一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金を251万2,000円、それぞれ減額補正いたしております。3-12、13ページをお開き願います。

続きまして、2項基金繰入金・1目介護給付費準備基金繰入金につきましては169万円を減額補正いたしてございます。

次に10款諸収入・2項雑入・3目雑入につきましては、先ほど、歳出の中で御説明を行いましたけれども、地域包括支援センターのケアマネージャーの報酬の減額に伴う雇用保険料本人負担分として1万1,000円減額するとともに、要支援者に対する介護予防ケアプランの作成件数の増に伴い、介護予防支援費収入59万円を増額補正いたすものでございます。説明につきましては以上でございます。

委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第3号平成24年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。ちょっと説明を簡潔に一つよろしくお願いします。

次に議案第4号平成24年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。杉原市民課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） それでは、議案第4号平成24年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。補正予算書の4-1ページをお開き下さい。今回の補正は、歳入歳出それぞれ151万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,598万7,000円とするものでございます。

まず歳出を御説明いたします。4-10、4-11ページをお開き下さい。2款でございます。後期高齢者医療広域連合納付金・1項後期高齢者医療広域連合納付金・1目後期高齢者医療広域連合納付金・19節負担金、補助及び交付金といたしまして、151万8,000円の減額補正でございます。この納付金は、後期高齢者医療広域連合の特別会計に係る事務費を各市町が負担するもので、後期高齢者医療広域連合特別会計決算見込み額の減額に伴い納付金を減額するものでございます。主なものといたしまして、電算システムの更改に係る経費、これが予定より少なくなりましたので減額するものでございます。

続きまして、歳入でございます。4-8、4-9ページをお開き下さい。3款繰入金・1項一般会計繰入金・1目事務費繰入金として、151万8,000円の減額補正でございます。これは、一般会計の繰入金及びこの特別会計の歳出で御説明いたしました、後期高齢者医療広域連合納付金の減額に対応するものでございます。以上で説明を終わります。

委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第4号平成24年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に議案第22号美祢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び美祢市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。三浦地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（三浦洋介君） それでは美祢市議会定例会議案書の22-1、それと参考資料の9ページをお開き願います。

議案第22号美祢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び美祢市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正についてでございます。

本議案は、平成24年6月27日に地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、通称障害者総合支援法に平成25年4月1日から改正されるため、障害者自立支援法を引用している箇所の改正が必要となったため、美祢市議会の議員その他非常勤の公務災害補償等に関する条例及び美祢市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を次のとおり改正するものでございます。

まず、第1条でございますけども、美祢市議会の議員その他非常勤の公務災害補償等に関する条例ですが、第10条の2第2号中、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改め、第2条で同じく第10条の2第2号中、第5条第12項を第5条第11項に改めるものです。

これは、障害者自立支援法第5条第10項が削られたため、第11項から第27項までの条項がずれたため、第12項を第11項に改めるものでございます。

次に、第3条ですけども、美祢市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例ですが、第1条中、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総

合的に支援するための法律に改め、第4条で同じく第1条中美祢市障害程度区分認定審査会を美祢市障害支援区分認定審査会に改めるものです。

これは、障害者自立支援法の中の障害程度区分が、障害支援区分に改正されるため、引用してる箇所の改正が必要となったものであります。

この条例は、平成25年4月1日から施行するものです。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第22号美祢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び美祢市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に議案第24号美祢市心身障害児（者）福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。三浦地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（三浦洋介君） 議案第24号美祢市心身障害児（者）福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書の24-1、それと参考資料の15ページをお開き願います。本議案につきましても、議案第22号で御説明申し上げたとおり、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に平成25年4月1日から改正されることに伴い、現行条例の施設名について、関係法律に合わせた適正な名称及び設置目的へ改正するものでございます。

第1条美祢市心身障害児（者）福祉施設の設置及び管理に関する条例を美祢市地域

活動支援センターの設置及び管理に関する条例に題名を改めるものでございます。

また、設置につきましても、関係法律に合わせた設置目的に改正するものであります。

また第3条第1号中、障害者自立支援法第77条第1項各号の条項がずれたため、第77条の次に第1項第9号を加えるものであります。

次に第2条美祢市地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例第1条中第5条第26項を第5条第25項に改めるものです。

これは、障害者自立支援法第5条第10項が削られたため、第11項から第27項までの条項がずれたため、第26項を第25項に改めるものであります。

この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。ただし、第2条の規定は、平成26年4月1日から施行するものであります。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第24号美祢市心身障害児（者）福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に議案第25号美祢市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。井上健康増進課長。

市民福祉部健康増進課長（井上孝志君） 議案書の25-1ページをお開き下さい。参考資料はございません。議案第25号美祢市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてでございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法が、平成24年5月11日に公布され、施行日は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とさ

れおります。新型インフルエンザ等対策特別措置法は、病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症が発生した際に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活や国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、政府行動計画等の策定、政府対策本部の設置等の措置、新型インフルエンザ等緊急事態における特別な措置について定めるものとされています。

本法は、市町村に対しても、市町村行動計画の作成、市町村対策本部の設置等の措置などを求めています。計画につきましては、法の施行以降、国・県の計画が定められ、それらを基に市の計画を作成することになります。

今回の条例は、本法が施行されたのち、国において、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出された時に、市町村長は、直ちに市町村対策本部を設置しなければならないとされていることから、定めるものであります。

本条例案では、基本的なものしか定めておりませんが、案としては、本部長は市長が、副本部長は副市長が当たる予定にしております。

なお施行は、先ほども申しましたように、法の施行日が現段階では不明のため、法の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日としております。以上、よろしく御審議をお願いいたします。

委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第25号美祢市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に議案第26号美祢市秋芳洞観光センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。大野観光総務課長。

総合観光部観光総務課長（大野義昭君） それでは議案書は26-1、参考資料は16、17ページでございます。議案26号は美祢市秋芳洞観光センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、秋芳洞観光センターの名称を美祢市秋吉台観光交流センターに変更するため、条例の一部を改正するものであります。

当施設は、バスターミナルも併設しており、美祢市の主要観光地国定公園秋吉台の観光における交通、人や情報等の発信・交流の拠点施設となっております。更に、第一次美祢市総合計画、美祢市観光振興計画に沿って展開しております観光交流促進のさまざまな諸施策についても、当施設がその基幹的役割を担っております。従いまして、施設は秋芳洞のみならず秋吉台全域にわたる観光交流の推進機能を持っていることから、観光客に分かりやすく、また実態に即した名称とするため、美祢市秋吉台観光交流センターに変更するものであります。

また、市民や観光客により親しみのもてる施設とするため、現在、愛称の検討等も行っているところであります。以上、御審議をよろしく申し上げます。

委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第26号美祢市秋芳洞観光センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に議案第27号美祢市道路占用条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、前野建設課長。

建設経済部建設課長（前野兼治君） 議案第27号美祢市道路占用条例の一部改正についての説明をいたします。議案書は27-1ページ、参考資料は18ページでございます。参考資料のほうで御説明をいたします。

今回の改正は、国の道路法、施行令の一部改正により、新たに道路の占用許可を対象物件として、太陽光発電設備と津波避難施設の2項目が追加をされました。これに伴いまして、美祢市道路占用条例の第2条関係の別表の施行令第7条第2号から6号まで、内容はそのまま、2号ずつ繰り下げて、国の政令号級に統一するものでございます。

参考資料の18ページ的美祢市道路占用条例新旧対照表の中段から下になりますが、2号増えたことにより現行の令第7条の第2号を改正案で4号に、現行の3号を5号に、その下の現行の4号を6号に、現行の5号を7号に、その下の現行6号を8号に変更いたしまして、国の号級に統一したものでございます。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第27号美祢市道路占用条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に議案第28号美祢市都市公園条例の一部改正についてから議案第34号美祢市営住宅等整備基準条例の制定についてまでを一括議題といたします。委員の皆さんよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） この7議案は地域主権一括法の施行に伴う条例の制定及び一部改正でありますので、一括して執行部より説明を求めます。前野建設課長。

建設経済部建設課長（前野兼治君） それでは只今委員長のほうから説明がございましたように、議案第28号から議案第34号までの7議案は、今回の地域主権一

括法に伴う条例の制定並びに一部改正でありますので、続けて説明をさせていただきます。

議案第28号美祢市都市公園条例の一部改正についての説明をいたします。議案書は28 - 1ページから参考資料は19ページからでございます。今回の改正は、これまで国が一律に定めておりました都市公園の設置基準等を市条例で定めるとともに、併せて所要の条文整備を行うものでございます。まず参考資料の19ページで御説明をいたします。主な改正点は、大きく3点でございます。

まず、1点は、現行の第1条の後に、改正案にありますように第1条の2項として、都市公園の配置及び規模の基準を新たに設けたことでございます。これは、市の区域内及び市街地区域内における市民1人当たりの公園の面積を、国の参酌基準を基に10㎡以上と5㎡以上としたことです。また、街区公園・近隣公園・地区公園として、公園の敷地面積を国の参酌基準を基にアの0.25ヘク、イの2ヘク、ウの4ヘクとしたことでございます。

参考資料の20ページをご覧ください。2点目も、新たに第1条の3項として、都市施設の設置基準を設けたことです。これは、公園内の施設の建築面積について、公園の敷地面積に対して、国の参酌基準を基に2%としたことでございます。

3点目も新たに第1条の4項として、公園施設の建築面積基準の特例を設けたことでございます。これは、1号では、休養施設や運動施設などは公園の敷地面積の10%を限度として、2号では、歴史的建造物や景観重要建造物は20%を限度として、3号では、屋根付き広場や屋根付き野外劇場など高い開放性を有する建築物は、10%を限度として、4号では、仮設公園は2%を限度として、それぞれ建築基準面積を超えることができることとしたことでございます。

以上が、地域主権一括法に伴う改正点でございますが、今回の条例改正の機会に、国の都市公園法との整合性と、現行の条例の整合性を持たせるため、一部条文の整備をいたしております。

ここで議案書の28 - 2ページをご覧ください。真ん中より下のあたりですが、第1条の4の4の下の第3条第1項第4号中、評議会の次に集会を加え、というところから下7行目までが改正したところでございます。特にその中においては使用料の納付について整備し、第9条関係で別表第2表下に掲げておりますが、新たに設けております。これによりまして、公園施設の設置と管理する場合の使用料の額を

定めております。また、この1表を新たに設けたことにより、現行の1表と2表を繰り上げて、右のページのとおり、2表、3表としたこととさせていただきます。使用料の額は全くかわってございません。

次に議案第29号美祢市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についての説明をいたします。議案書は29-1ページから29-6ページまででございます。高齢者・障害者等の促進に関する法律の改正により、これまで国が省令で定めていた特定公園施設の設置基準を参酌して、条例として定めるものでございます。

それでは主な設置基準でございますが、第3条では、国の規定する園路及び広場を設ける場合には、出入り口の幅を1m20以上とすることや、公園の路は、縦断勾配を5%以下とすることなど等設置基準を定めております。

次に29-3ページの第4条の屋根付き広場では、車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保することや車椅子の使用に支障となる段が無いことなど等定めてございます。

第5条の休憩所及び管理事務所、第6条の野外劇場及び音楽堂、29-4ページの第7条の駐車場、29-5ページの第8条・9条・10条の便所、第11条の水飲場及び手洗い場で、それぞれ高齢者や障害者等の円滑な利用に適した構造にするよう設置基準を定めております。

29-6ページの最後の第12条・13条では、公園において、高齢者や障害者等が利用する掲示板及び標識は、容易に識別できるものや設置場所等について、基準を設けております。

次に議案第30号美祢市市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についての説明をいたします。議案書は30-1ページから30-18ページでございます。改正されました道路法に基づいて、市道の構造の技術的基準について、政令を参酌し、条例を制定するものでございます。

主な構造基準でございますが、30-2ページの第4条から30-9ページの第12条までは車線数や幅員、交通の安全性、円滑性のための車線の分離、中央帯、副道など車道に関する内容や自転車道、歩道などの基準を定めております。

第14条では、道路の区分に応じて、設計速度について定めております。

30-10ページの第15条から30-13ページの第23条においては、車道

の線形について、定めております。

第24条から30 - 14ページの第26条においては、路面構造に関する内容を定めております。

30 - 15ページの第28条から第30条までは、交差点における交通の安全性・円滑性を確保する観点から必要な基準を定めております。

30 - 16ページの第31条から第38条までは、避難所や交通安全施設・自転車駐車場等またトンネル、橋などの構造物について設置基準を定めております。

第41条から30 - 18ページの第42条では、自動車専用道路や歩行者専用道路などについて、幅員など各種基準の特例を定めております。

最後の43条においては、道路標識について定めております。

次に議案第31号美祢市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定についての説明をいたします。議案書は31 - 1ページから31 - 9ページでございます。高齢者・障害者等の促進に関する法律、通称バリアフリー法の改正により、これまで国が省令で定めていた設置基準について、省令を参酌して、条例で制定するものでございます。

主な構造基準でございますが、31 - 2ページ第2章の歩道ですが、第3条から31 - 3ページの第10条で、道路においての設置する歩道または自転車歩行者道の幅員や舗装・勾配・歩道と車道の分離・歩道の車道に対する高さ等について定めています。

次に、第3章の立体横断施設ですが、第11条1項から31 - 5ページの第16条において、道路の必要であると認められる箇所に横断歩道や地下横断歩道、その他歩行者が道路を横断するための立体的な施設を設けるものとし、これに附置されるエレベーター・エスカレーター等設置する場合、その構造を定めております。

次に第4章乗合自動車停留所ですが、第17条・18条において、乗合自動車停留所に関して、構造に関する事項として、歩道の車道に対する高さ等について、定めております。

次に、第5章の自動車駐車場ですが、第19条から31 - 8ページの29条において、自動車駐車場に身障者用駐車施設を設ける場合、その数量や構造等について定めております。

次に第6章の移動円滑化のために必要なその他の施設等ですが、第30条から3

3条において、案内標識や視覚障害者誘導用ブロック、休憩施設及び照明施設を設ける場合、それぞれ規定をいたしております。案内標識に関しましては、高齢者や障害者が見やすい位置に設置することなど、視覚障害者を案内する設備を設けるなど規定を設けております。

次に議案第32号美祢市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についての説明をいたします。議案書の32-1ページから32-9ページでございます。市が管理する準用河川の河川管理施設等の構造の技術的基準を条例で定めるものでございます。主な構造基準でございますが、32-2ページの第2章の堤防ですが、第3条から32-4ページの第16条において、堤防の材質や高さ等構造基準を定めております。

次に第3章の床止めでございますが、これは17条から第20条において、床止めの構造を定めてございます。

次に第4章の堰ですが、第21条から32-5ページの第28条において、可動堰等、堰の構造基準を定めております。

次に第5章の水門及び樋門ですが、第29条から32-6ページの第36条において、水門及び樋門のゲート等の構造基準を定めております。

次の第6章の橋ですが、第37条から第42条において、設ける橋の橋台や橋脚等、橋の構造基準を定めております。

32-7ページの下、第7章の伏せ越しですが、第43条から32-8ページの第47条において、伏せ越しの構造基準を定めております。

次に議案第33号美祢市営住宅条例の一部改正についての御説明をいたします。議案書は33-1ページから参考資料では24ページからでございます。改正された公営住宅法に基づき、市営住宅への入居者資格等を一部改正するものでございますが、現行では、入居者資格等について、国の公営住宅法や施行令を運用しておりましたが、今回の改正によりまして、裁量階級の該当事項や裁量階層の基準金額等を市の条例中の入居者資格において規定を設け、改正することとなりました。

参考資料の24ページから新旧対照表により御説明をいたします。左側の現行の第6条1項1号アのアンダーライン部分の身障者とそれ以外の入居者の収入基準の国の施行令の規定を改正案アのとおり、収入金額21万4,000円を超えないこととして、規定を設けております。

なお、身体障害者である場合等の等とはどういうものかというものを、改正案の下のほうの2項から次のページの中段にかけて明記し、改正いたしております。

後は、同じく第6条1項1号のイにおいては、災害時の住宅を低所得者に転貸する場合の収入基準も明記し改正しております。

第6条1項1号のウでは、上のア及びイに掲げる場合以外の収入基準を15万8,000円を超えないことし明記し、改正をいたしております。

それと3号では、同居しようとする親族について、カッコ書きにより、親族の範囲を広げて、規定を設けたものでございます。

25ページの第7条では、形式的な条例の整備を行ったものでございます。

第12条の改正では、今回の一括法によるものではございませんが、今回条例の整備を併せて行ったものでございます。入居者の場合、連帯保証人2名の請書を提出しておりますけども、他市の状況も踏まえて、市内に居住の部分を削除し、整備したものでございます。

次に議案第34号美祢市営住宅等整備基準条例の制定についての説明をいたします。議案書の34-1ページからでございます。公営住宅等の整備基準について、省令で定める基準を参酌して、条例を制定するものでございます。主な整備基準でございますが、第3条から第5条においては、健全な地域社会の形成や良好な住環境の確保など整備に当たっての基本的な理念や配慮事項を定めております。

次に、第6条から34-2ページの第8条では、住宅建築の場合の敷地の位置の選定や安全のために講ずる措置、住環境の阻害防止などについて定めてございます。

第9条1項から5項までは、住宅の基準として、防火、避難及び防犯のため適切な措置を講ずるよう定めております。

第10条では、1戸当たりの床面積を25㎡以上とすることや、化学物質に係る支障防止措置など住戸の基準を設けております。

第11条、第12条では、バリアフリーに係る措置に関して、定めております。以上7議案であります。施行日は、いずれも平成25年4月1日からでございます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（岩本明央君） 一括説明が終わりました。ここで2時50分まで暫時休憩をいたします。

午後 2 時 3 9 分休憩

午後 2 時 5 0 分再開

委員長（岩本明央君） 休憩前に続き会議を再開いたします。先ほど、一括説明が終わりました。最初に議案第 2 8 号について、本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第 2 8 号美祢市都市公園条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第 2 8 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 2 9 号美祢市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第 2 9 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 3 0 号美祢市市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第 3 0 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 3 1 号美祢市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に議案第32号美祢市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に議案第33号美祢市営住宅条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に議案第34号美祢市営住宅等整備基準条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に議案第9号平成25年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。杉原市民課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） それでは、議案第9号平成25年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算について御説明いたします。予算書の15ページをお開き下さい。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億4,805万円と定めるものでございます。

初めに、平成25年4月からの制度改正等について主なものを御説明いたします。まず70歳台前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の据え置きでございます。これは、70歳以上75歳未満被保険者の受診時における一部負担の1割から2割への見直しにつきまして、平成24年度に引き続きまして、4月か

ら平成26年3月まで1年間、この見直しを凍結するものとなるものでございます。

次に、2点目といたしまして、国民健康保険の被保険者であった方が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合、この場合について、残されました国民健康保険税の世帯の方につきまして、この税金の軽減判定所得の算定の特例がございます。現在、この特例を使っておりますが、この特例を恒久化するというものでございます。

続きまして、3点目でございます。世帯員が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、国保の世帯、単身の世帯となった場合、これを特定世帯と言うわけですが、この特定世帯に係る平等割額を当初の5年間、2分の1に減額するという現行の制度がございます。これに加えまして、その5年を過ぎた後3年間、4分の1の減額をする措置を講じるものでございます。

以上の内容を考慮いたしまして、平成25年度の予算を編成しております。まず平成25年度予算の概要13ページをお開き下さい。

こちら、4特別会計当初予算(1)国民健康保険事業特別会計、こちらをご覧下さい。平成25年度予算額は、38億4,805万円、前年度34億3,458万3,000円に比べ、4億1,346万7,000円の増額、12.0%の増となっております。

まず、歳出について説明いたします。総務費は6,081万8,000円、対前年比4.0%の増です。これは主に人件費の増によるものでございます。保険給付費27億9,905万7,000円、14.3%の増、これは、医療費の増加を考慮したものでございます。後期高齢者支援金等については、平成23年度の精算分を調整し、3億4,756万6,000円、4.8%の増。共同事業拠出金は、4億602万7,000円、0.8%の減、これは平成21年度から23年度までの高額療養費実績により算出された拠出金の確定通知によるものでございます。

歳入につきましては、国民健康保険税について、6億6,946万5,000円、対前年比33.4%の増、これは昨年12月議会において議決いただきました保険税の改定により増額となったものでございます。国庫支出金5億7,878万3,000円、12.4%の増、療養給付費等交付金2億8,193万2,000円、24.9%の増及び県支出金1億5,968万4,000円、8.6%の増

は、歳出の保険給付費の増加に対応し、増額するものでございます。前期高齢者交付金の増は、平成23年度の精算による増額と、団塊の世代の方が、昨年度より、前期高齢者交付金の対象年齢である65歳に到達することになり、交付の基準となる対象者数が増加することによるものでございます。15億2,188万2,000円を計上しております。共同事業交付金、4億1,118万円、19.4%の増、これは高額な療養費の増額見込みによるものでございます。繰入金のうち、一般会計繰入金は、保険税改定による保険基盤安定繰入金、これは保険税軽減分でございますが、この部分の増。また、財政安定化支援事業繰入金の増などにより2億2,428万6,000円、15.9%の増となっておりますが、基金の繰入金を無くしたことによりまして、繰入金全体では2億2,428万6,000円で30.7%の減となっております。

続きまして、主な事業について、予算に関する説明書により説明いたします。

まず歳出を説明させていただきます。予算書の340ページ、341ページをお開き下さい。最初に1款総務費でございます。国保事業運営上の経常経費であります人件費、事務費を計上しております。前年比較の増は、人件費による増でございます。

次のページをお開き下さい。次に、2款保険給付費、1項療養諸費です。一般被保険者6,190人、退職被保険者等515人を見込み、算定しております。1目一般被保険者療養給付費については、22億3,037万6,000円を計上し、特定財源として、国庫支出金・県支出金として3億8,876万円。療養給付費交付金・前期高齢者交付金・諸収入、合わせまして14億3,600万1,000円を見込んでおります。

次のページをお開き下さい。続きまして、2目退職被保険者等療養給付費につきましては、2億291万7,000円を計上し、特定財源として、療養給付費交付金1億4,499万3,000円、諸収入12万5,000円を見込んでおります。

3目一般被保険者療養費、これは、柔道整復師の施術、補装具、はり・きゅう療養費といたしまして、1,383万6,000円を計上し、特定財源として、国庫支出金・県支出金として241万1,000円。前期高齢者交付金として830万円を見込んでおります。

4目退職被保険者等療養費といたしまして、182万5,000円を計上し、特定財源として、療養給付費交付金を同額見込んでおります。

次に、2項高額療養費でございます。高額療養費は、1ヶ月に支払った医療費の一部負担金が一定額を超えたとき、その超えた分を支給される制度で、1目一般被保険者高額療養費として、1ヶ月当たり2,437万6,000円を見込み、2億9,251万1,000円を計上し、特定財源として、国庫支出金・県支出金として、5,098万4,000円。前期高齢者交付金として、1億7,394万9,000円、共同事業交付金として、6,757万8,000円を計上しております。

次のページをお開き下さい。それでは、2目でございます。退職被保険者等高額療養費として、1ヶ月当たり333万3,000円を見込み、4,000万1,000円を計上し、特定財源として、療養給付費交付金を同額見込んでおります。

次のページをお開き下さい。4項出産育児諸費・1目出産育児一時金として、一件あたり42万円を支給するもので、15人分630万円を計上しております。5項葬祭諸費として、一件あたり4万円、70件分、280万円を計上しております。

3款、1項、同じ項目でございます。後期高齢者支援金等でございます。3億4,754万1,000円を計上しております。これは、後期高齢者医療制度に係る支援金で、社会保険診療報酬支払基金に支払うものです。特定財源として、国庫支出金・県支出金1億5,663万8,000円、療養給付費交付金3,429万1,000円を見込んでおります。

次のページをお開き下さい。一番下になります。6款介護納付金・1項同じく介護納付金1億3,711万8,000円を計上しております。これは介護2号被保険者に係る納付金で、社会保険診療報酬支払基金に支払うもので、特定財源として、国庫支出金・県支出金6,855万9,000円を見込んでおります。

次のページをお開き下さい。続きまして、7款、1項、同じ項目でございます。共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業拠出金は、高額な医療費の発生による国保財政への影響を緩和するため、レセプト1件あたり80万円を超える医療費を対象として、各保険者からの拠出金と国・県の負担金を財源として共同事業を行っております。この拠出金として、9,820万1,000円を計上し、特定財源とし

て国庫支出金・県支出金 4,910 万円を見込んでおります。2 目保険財政共同安定化事業拠出金は、市町村間の保険税の平準化と保険財政の安定化を図るため、レセプト 1 件当たり 30 万円を超える医療費を対象として、各保険者からの拠出金を財源として交付金を交付する事業に対して、3 億 7 8 2 万 4,000 円の拠出金を計上しております。特定財源として、共同事業交付金を同額見込んでおります。

次に、8 款保険事業費・1 項特定健康診査等事業費 2,456 万 7,000 円です。2,150 人の受診者を見込んでおります。特定財源として、国庫支出金・県支出金 1,751 万 6,000 円、諸収入 4,000 円を見込んでおります。

次のページをお開き下さい。続きまして、2 項保健事業費・2 目疾病予防費は、438 万 6,000 円の減額でございます。これは、国保の被保険者が、がん検診を受ける場合、その負担金を国保より負担してはりましたが、負担金を徴収している後期高齢者医療や他保険加入者との平等性と受益者負担の原則を保つため、また、近隣市町での国保負担の事例がないことから、健康増進課において国保の被保険者からも負担金を徴収することになりました。これにより、昨年度予算計上してはりましたががん検診等国保被保険者負担金助成を廃止し、相当額の減額としております。

次のページをお開き下さい。10 款諸支出金・2 項繰出金です。1 目直営診療施設勘定繰出金 262 万 5,000 円を計上しております。これは、美祢市立美東病院の医療機器等の整備に係る繰出金で、特定財源として国庫支出金を同額見込んでおります。

続きまして、歳入を御説明いたします。328 ページ、329 ページをお開き下さい。歳入でございます。1 款国民健康保険税・同項目国民健康保険税でございます。平成 24 年 7 月の賦課状況に基づきまして、新たな税率により算定しております。現年度分の収納率については特別徴収は 100%。普通徴収につきましては、一般被保険者分 93%、退職被保険者等の分については、96.04%と見込み、滞納繰越分については、一般被保険者分、退職被保険者等分ともに収納率を 15%として算定しております。一般被保険者は 6,190 人と見込み、一般被保険者国民健康保険税として、6 億 1,166 万 6,000 円、退職被保険者等は 515 人と見込み、退職被保険者等国民健康保険税として、5,779 万 9,000 円。

続きまして、330、331 ページをお開き下さい。二つ合わせまして、6 億

6,946万5,000円、平成24年度に比べ、1億6,745万3,000円の増加となっております。国庫支出金・県支出金・療養給付費等交付金につきましては、それぞれの負担率に応じ計上しております。

それでは、332ページ、333ページをお開き下さい。真ん中のほどになりますが、5款前期高齢者交付金・1項同じく前期高齢者交付金、15億2,188万2,000円です。これは65歳から74歳までの前期高齢者の医療費にかかる社会保険診療報酬支払基金からの交付金です。前期高齢者医療制度に基づき実施されているもので、全国の65歳から74歳の方の医療費を国保や他の健康保険等の各保険者で調整を行うものです。前期高齢者の加入率が高い保険者には交付金が支出され、低い保険者は納付金を支出することにより調整が行われるものでございます。平成24年度より、団塊の世代の方が、前期高齢者交付金の対象年齢である65歳に到達すること、また、平成23年度分の追加調整により前年に比べ交付金が1億4,584万9,000円増加しております。

それでは、334、335ページをお開き下さい。次に、9款繰入金・1項一般会計繰入金2億2,428万6,000円でございます。これは、一般会計より国・県が示す制度基準内繰入金でございます。説明欄、保険基盤安定繰入金、これは、保険税軽減分でございますが、9,132万6,000円。337ページをご覧ください。保険基盤安定繰入金、保険者支援分といたしまして、1,446万7,000円、職員給与費等繰入金6,040万4,000円、出産育児一時金等繰入金420万円、財政安定化支援事業繰入金3,682万1,000円でございます。その他一般会計繰入金といたしまして、1,706万8,000円、これは、国保被保険者負担軽減対策費助成事業で、福祉医療制度の実施に係る国保負担軽減対策繰入金となっております。

9款繰入金・項基金繰入金・目国民健康保険基金繰入金については、本年度は計上しておりません。なお、平成24年度予算計上しております1億3,000万円の基金を取崩るといたしますと、平成25年度末の基金残高は、1億2,696万3,000円となる見込みでございます。以上で説明を終わります。

委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。岡山委員。

委員（岡山 隆君） それでは、質問させていただきます。今、説明がありました

けれども、この平成25年度の本年度予算で国民健康保険給付費、これが27億9,905万7,000円ということで、前年度よりも3億5,103万1,000円ということで非常に、前年度に比べて高くなっております。これは、いずれにしても、何て言いますかね、65歳以上の1人当たりの医療費は65歳未満に比べたならば、4倍の医療費がかかるということで、こういった点はヨーロッパに比べたら遥かに日本は高いという評価があるんですけど、これについて、今回は、また団塊の世代が65歳以上になりますし、そういったところの一段と65歳以上の方の人数が増えて、それにかかる見込みとして、保険給付費が一段と高くなったということをもって高くなったということを見ていいわけですね。これについて質問します。

委員長（岩本明央君） はい、杉原市民課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） 只今の岡山委員の御質問にお答えいたします。まず、医療費が増嵩しているという傾向につきましては、国民医療費という形で出た数字でございます。年間だいたい3%程度は、上がっているということでございますが、このうち高齢化による上昇率が1.5%程度。それとほかに医療費の医療の高度化等による医療費の増嵩というものが1%から2%という話をきいております。これを合わせまして3%程度の増となるわけでございます。

また美祿につきましては、先ほど委員も言われましたように、高齢化率が上がっている状況にございまして、その見込みと本年度の決算等の見込みを合わせまして、医療費が上がるというふうに判断して、この金額ほどの増加となっております。以上でございます。

委員長（岩本明央君） よろしいですね。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 医療費が高額になっていく、その内訳について今説明がありましたので、概略わかりました。そういうことで、今、さっき別ところで説明がありましたけれども、この国民健康保険これに対する、保険税に対する、この基金が、24年度取り崩して1億2,600万程度しかない。前年度では、1億3,000万取り崩して充てたと。今度、充ててしまえば、当然基金がもうゼロ。逆にマイナスになるということを見ても、見られるということですね。

これに対して今後、この基金が今回、平成25年度中で取り崩したらゼロということになりますので、そうなる就非常に、何て言いますか、美祿市におけるこうい

った医療制度っていうものが非常に厳しくなるというのが誰が見てもわかります。その辺について、どのようなご見解でおられるかお尋ねしたいと思います。

委員長（岩本明央君） はい、杉原市民課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） 只今の御質問についてお答えいたします。医療費の増嵩につきましては、これとっていい決め手というものは、ないものでございますので、現在、以前から御説明していますように、特定健康診査もしくは特定保健指導というものを通じまして、メタボリックシンドローム等の病気にかかる方達を予防していくという形を進めておるところでございます。今年度につきましても、昨年に続き、その受診率も上昇しておるようなところでございます。

それとほかには、ジェネリック薬品の使用促進という形をとりまして、医薬品の値段を下げるということで、費用を下げていくという形をとらせてもらっております。

ほかには、健康増進課との連携等を行っております。その辺につきましては、健康増進課長からも御説明させていただいてもよろしいでしょうか。（発言する者あり）よろしいですか。以上でございます。

委員長（岩本明央君） はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） それぞれ、担当部署で努力されておられるということは、よくわかっております。しかし、それにも関わらず、ここまで高齢化ということで、医療給付に多くのお金がかかるということは、なかなか対応が難しいとは思っております。

それで、山口県は、最近の調査結果がありましたけれども、この高齢者が寿命年齢、これが長野県が日本一になって長寿県になったということは、新聞紙上で載っております。それに対して山口県がどうか、47都道府県のうち確か35前後ぐらいじゃったと。

そして医療給付については、逆にそれだけ長寿じゃない関係、病気になられる方、医療費が増えるということで、逆にこの給付が医療費が多くかかるということで、10位ぐらいでしたね。そういったことで努力されているけれども、この辺というものが結構、何か定着しておるかなあということを感じております。

そういったところのものच्छゅうのは、保険証があれば自由に機関、三つも四つも、この保険証をもってフリーアクセスっていう形で三つも四つもいくことによ

て、本当に、何て言うか、医療費が非常に高くかかっている。こういったところのものをいかに、何て言いますかね、健康増進課とか、また国保担当者と、その辺は横の連携をタイアップしながら、どうするかということをしかりとやっていかなければ、進まないと思うんですね。

だから、そういったところのものに関して、長野県では、そういった対策がしっかりと進んで、そういったフリーアクセスの弊害というのを少しずつ、クリアしている点もありますので、そういった、やっぱり先進地の長野県のこの医療対応について、どのような形で進めているかどうか。この辺について、承知している点があれば教えていただきたいし、今後の取り組みに対しての対応お願いしたいと思います。

委員長（岩本明央君） はい、井上健康増進課長。

市民福祉部健康増進課長（井上孝志君） 岡山委員の御質問にお答えします。長野県はご承知のとおり長寿日本一ということで、特に過去、長野は諏訪中央病院という大きい病院があります。テレビでもNHKでも時々出られております鎌田實先生が今、名誉委員長をされておりますけれども、その先生が病院を中心に、先ほど、地域包括ネットワークというのがありましたけど、保健、医療、福祉のネットワークが非常にきちんと出来てます。特に諏訪は強いんですけども。それが何十年という長い歴史の中で、組み立てをされている中で進んできたもので医療費が全国的にも低いというのが最も進んでいるところです。

近隣では、あと広島に御調というところが、まあ合併しましたけれども、旧御調町あたりも国保の中では非常にすばらしい成果を、今言ったのは、地域包括ケアシステムを作られてやっぺいらっしゃいます。それをあと愛媛県にも1箇所そういうところがございます。全国的にはそういういろんな事例があります。

先ほど言いましたように、保健、医療、福祉が一体とならなければ進まない。正直言ってまだまだ医療と福祉についても連携が不十分だなと思ってます。先般、条例も制定していただきましたけれども、それを基にしてみっと共同作業を進めるような形で、今、展開を始めております。

具体的には、今、国保連合会に対しまして、うちの医療費がどこの分野で一番高いのか、レセプトの内容をもうちょっと精査をしていただくように、市民課を通じて調査依頼をかけております。今まで、連合会から明確なものが出てきませんでし

たので、それを出していただいて、私どもの保健師の保健指導について具体的に、もうちょっと具体的に展開できるようにしていきたいということを、とりあえず今、進めて調査してるところです。今後とも部内会議も定期的に行っておりますので、関係部署相談して、先進地の事例も捉えながら進んでいきたいというふうに思っています。以上です。

委員長（岩本明央君） はい、簡潔にお願いいたします。岡山委員。

委員（岡山 隆君） よくわかりました。いずれにしても、こういった問題については私どももしっかりと勉強しながら、すぐぱっと効果が出るというわけでもないという点もありますので、まあしっかりとそういった行政のほうで連携しながら、そういった方向にしっかりと進んでいくということが大事でありますので、こういった点については、今後勉強して、そして一般質問を通して市民の皆さんにわかりやすい形で、しっかりと見ていただくと。こういった対応をしっかりと押し量ってまいりたいと思います。以上です。

委員長（岩本明央君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第9号平成25年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に議案第10号平成25年度美祢市観光事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。大野観光総務課長。

総合観光部観光総務課長（大野義昭君） それでは、議案第10号平成25年度美祢市観光事業特別会計予算について説明いたします。まず、歳入のほうから御説明申し上げます。予算書の368、369ページをお開き下さい。

1款観光収入・1項観光収入・1目観覧料6億4,080万円でございます。これは秋芳洞61万人、大正洞1万3,000人、景清洞2万4,000人の入洞客

数を見込んだものでございます。

1 款観光収入・2 項養鱒場収入・1 目鱒販売収入 5 7 2 万 1 , 0 0 0 円につきましては、ニジマス 5 万 2 , 0 0 0 匹の販売収入を見込んでおります。

3 目鱒釣収入 9 7 7 万 5 , 0 0 0 円につきましては、2 万 3 , 0 0 0 匹相当の鱒釣収入を見込んでおります。

2 款使用料及び手数料・1 項使用料・1 目観光事業使用料 2 , 3 3 2 万 9 , 0 0 0 円、主なものは、広谷駐車場使用料 2 , 2 0 0 万円でございます。

なお、これまで計上しておりました、秋吉台リフレッシュパーク施設使用料は、2 5 年度から指定管理となりますので、計上しておりません。

続きまして、3 7 0、3 7 1 ページをお開き下さい。2 目養鱒場使用料 1 8 0 万円。これは、釣具使用料として 1 本 3 0 0 円の 6 , 0 0 0 本の貸出を見込んでおります。

続きまして、3 7 2、3 7 3 ページをお開き下さい。5 款繰入金・1 項一般会計繰入金・1 目一般会計繰入金 2 2 9 万 5 , 0 0 0 円。これはトロン温泉の福祉部分に係る一般会計からの繰入金でございます。

6 款諸収入・2 項雑入・1 目雑入 1 , 4 5 1 万 9 , 0 0 0 円。主なものといたしまして、冒険コースの利用料が 9 6 9 万 9 , 0 0 0 円でございます。その他雑入につきましては、落雷被害等保険料の収入を見込んでおります。歳入は、以上でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。3 7 4、3 7 5 ページをお開き下さい。1 款観光総務費・1 項総務管理費・1 目一般管理費につきましては、1 億 9 , 9 5 5 万 4 , 0 0 0 円を計上しております。

主なものといたしまして、手数料が 2 , 0 5 5 万円。これは旅行業法により登録されております旅行業者が、送客した観覧料金の 1 2 % を支払う斡旋手数料が主なものでございます。業務委託料 9 8 0 万 2 , 0 0 0 円。これは、総合案内業務 2 9 7 万円、観光施設台帳整備業務 5 1 4 万 5 , 0 0 0 円、観光センター夜間管理業務 1 6 8 万 7 , 0 0 0 円でございます。指定管理料 5 , 9 6 3 万円。これは秋吉台リフレッシュパークと家族旅行村を一括管理する指定管理料でございます。

続きまして、3 7 6、3 7 7 ページをお開き下さい。繰出金 1 , 7 1 6 万 5 , 0 0 0 円。これは、環境衛生事業への繰出金で、秋吉台・秋芳洞地域の環境保全のため

めに設置した下水道事業費でございます。

2目施設管理費は、3,718万5,000円計上しております。主なものは、修繕料が1,068万7,000円、清掃委託料770万6,000円でございます。続きまして、環境整備委託料496万6,000円。これは、中国自然遊歩道関連の委託料や自然公園利用施設等の環境整備の委託料でございます。施設保守委託料が391万9,000円。主なものは、昇降機保守委託料226万8,000円、LED点検保守66万3,000円、そのほか、落石防止、洞内電話、自動ドア等の保守委託料でございます。業務委託料318万3,000円。主なものは、昇降機坑内廃棄物処理が240万円となっております。施設整備工事300万円。これは、施設の老朽化に伴う施設保守のための改修工事を予定しております。

続きまして、2項業務管理費・1目秋芳洞業務管理費が7,781万9,000円でございます。378、379ページをお開き下さい。業務委託料709万2,000円。秋芳洞案内所に設置してあります入金機オンラインシステム業務委託料と有料駐車場2箇所の料金徴収業務の委託料でございます。秋芳洞案内業務委託料4,939万3,000円につきましては、秋芳洞の案内所の窓口及び案内業務を行います委託職員22名分の業務委託料であります。機器借上料585万5,000円につきましては、洞内電話システム使用料、自動案内システムリース料、入洞料金管理システム料等であります。

続きまして、2目大正洞・景清洞業務費が1,876万1,000円です。大正洞・景清洞案内業務委託料1,220万6,000円。これは、大正洞・景清洞の案内所の窓口及び案内業務を行います委託職員6名分の業務委託料であります。

380、381ページをお開き下さい。3目養鱒場業務費が2,202万1,000円です。主なものは、飼料費457万2,000円、養鱒場業務委託料204万円でございます。

委員長（岩本明央君） 綿谷観光振興課長。

総合観光部観光振興課長（綿谷敦朗君） 続きまして、予算書382、383ページをご覧下さい。2款観光振興費・1項観光振興費・1目一般管理費について、主な事業につきまして御説明いたします。

002一般管理費でございます。383ページの下から6行目の業務委託料3,556万4,000円を計上しております。内容は、観光プロモーション事業とし

て2,101万円、着地型観光運営事業として715万円、おもてなし人づくり、おもてなし認定事業として726万円を計上しております。観光プロモーション事業につきましては、従来、市が行ってございました観光宣伝、パンフレットの作成などを統一感を図り、民間のノウハウを積極的に活用し、スピード感をもって社会のニーズに対応すべく組織強化を図る美祢市観光協会に委託するものであります。着地型観光運営事業は、お奨め観光コースの提案など、着地型観光の構築を図ろうとするものであります。おもてなし人づくり、おもてなし認定事業は、観光事業者、観光関係団体など、美祢市の顔となる人材の育成と観光振興における協力体制の構築を図るものであります。

次に、003国際観光推進経費として1,564万1,000円を計上しております。これは、主に、台湾及び韓国をターゲットとしたプロモーション経費であります。385ページをご覧ください。臨時職員賃金172万2,000円は、台北市に開所しました美祢市台北観光・交流事務所で、通訳及び関係機関とのコーディネートをしていくものであります。報償金240万円は、美祢市台北観光・交流事務所の運営に関し、台湾の事情に精通した方への相談並びにアドバイスが必要なことから、事務所運営アドバイザー料として計上しております。

次に特別旅費235万6,000円は、台湾及び韓国へのプロモーションに要するものであります。

続いて、業務委託料228万9,000円につきましては、主なものとして、秋吉台地域の案内・解説をスマートフォン対応したアプリの開発を行い、受入体制の環境整備を図るものであります。

最後に、国際観光・交流推進協議会補助金388万7,000円を計上しております。これは、現在は、観光交流を主に活動しておりますが、この活動の中で、人的交流、物的交流のお話も伺っているところであり、関係機関と協議する場を設置するものであります。以上です。

委員長（岩本明央君） はい、大野観光総務課長。

総合観光部観光総務課長（大野義昭君） 続きまして、3款公債費・1項公債費・2目利子180万4,000円でございます。これは、一時借入金利子を計上しております。

4款予備費・1項予備費・1目予備費としまして、2億5,032万3,000

円を計上しております。以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、俵副委員長。

副委員長（俵 薫君） 376、377、2目の施設管理費の説明でいきますと、環境整備委託料。この中に中国自然歩道も含まれていると言われたと思うんですが、その歩道というのは秋吉台から北部に行けば、青景地区におりていく、あの歩道という認識でよろしいでしょうか。

委員長（岩本明央君） はい、大野課長。

総合観光部観光総務課長（大野義昭君） 中国自然遊歩道ですよね。これは、美東町の薬王寺からずっと来まして、秋吉台を通過して於福のほうに向かっていく道を想定しております。以上です。

委員長（岩本明央君） はい、俵副委員長。

副委員長（俵 薫君） よくわかりました。私、現役の消防団員でありまして、先日の山焼きにも行ってまいりました。ちょうど、私が管轄している地域が秋吉台の中国自然遊歩道が終わって、青景地区へおりていくってところであります。地元の方から山の中があまりいい環境じゃないということで、ご指摘を受けました。

実際、山焼きが終わった後、ちょっと入ってみました。松の木が横になっておったり、いつ倒れてくるかわからないような松の木がいっぱいあったり、どこまでどういうふうな業務委託の内容になっているのか御説明ください。

委員長（岩本明央君） はい、大野観光総務課長。

総合観光部観光総務課長（大野義昭君） 今、俵委員の言われました、青景に向かって行くほう。これはちょっと中国自然歩道から外れておりますので、私どもの管轄ではないというふうに認識しておりますので、詳細はよくわかりません。以上です。

委員長（岩本明央君） はい、伊藤建設経済部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 俵委員の言われました道につきましては、山焼きの関係ということで聞きましたので、当然山焼きのほう円滑に作業をせんといけませんので、確認し次第、農林のほうで確認しまして倒木等があれば、その辺は対応し

たいと思いますので、その辺で調査していただきたいと思います。

委員長（岩本明央君） よろしいですね。はい、そのほかございませんか。下井委員。

委員（下井克己君） 375ページの指定管理委託料の件なんですけど、4月1日より指定管理者が変わりまして、移行してやるわけなんですけど、スムーズな状況で進めるのかどうか、ちょっとその辺、情報があれば教えていただければと思います。

委員長（岩本明央君） はい、大野観光総務課長。

総合観光部観光総務課長（大野義昭君） 引き継ぎにつきましては、まず、リフレッシュパークは年明けから担当者と里山ネットワークの理事さんと、随時交流しながら、そして今は、職員の方も一緒に入らせていただきまして、実際に業務を行っております。

家族旅行村につきましても、先日、数日前から実際に里山の理事さんと、そして今現、旅行村で働いておられる職員の方等の面接も行いまして、実際に引き継ぎ等も順次、スムーズに行っている状況でございます。以上です。

委員長（岩本明央君） はい、そのほか。はい、依副委員長。

副委員長（依 薫君） 378、379の秋芳洞業務費、大正洞・景清洞業務費の中の秋芳洞案内業務委託料、大正洞・景清洞案内業務委託料、委託職員と言われましたけど、これ臨時職員じゃないんですか。

委員長（岩本明央君） はい、大野観光総務課長。

総合観光部観光総務課長（大野義昭君） 御指摘のとおり形態は、臨時職員であります。ただ一応、業務の案内業務とか、窓口業務とか、そういった業務全般を、委託契約書に基づいて委託契約を結んでおります。それで委託料として計上しております。以上です。

委員長（岩本明央君） はい、依副委員長。

副委員長（依 薫君） はい、ちょっとよくわかんなかったもので、お伺いしたんですが、委託職員でもいいんですけど、例えばその委託職員の方の業務管理等に職員の監督等はどこでやられているんでしょうか。

委員長（岩本明央君） はい、大野観光総務課長。

総合観光部観光総務課長（大野義昭君） 業務管理にはそれぞれ秋芳洞関係と、そ

して美東の大正洞・景清洞関係、それぞれ係長が1名ずつおります。その係長が全般の委託職員の業務の監督なり指導を行っております。

委員長（岩本明央君） はい、そのほかございませんか。はい、秋枝委員。

委員（秋枝秀稔君） 歳入で秋芳洞61万人というように言われました。これは、来年度61万人でしょうが、ことし因みに実績はどのくらいになりますでしょうか。

委員長（岩本明央君） はい、大野観光総務課長。

総合観光部観光総務課長（大野義昭君） 24年度の見込みでございますけど、現在のところ約59万人前後を予定しております。若干、ちょっと分析しますと昨年、ゴールデンウィークが若干少なかったのと、7月がちょっと減少いたしまして、そのほかは昨年とさほど関係はないんですが、それが影響いたしまして、約1万人近い減少になっております。以上です。

委員長（岩本明央君） はい、秋枝委員。

委員（秋枝秀稔君） よろしゅうございます。がんばろうということで、まあひとつ頑張っていたきたいというふうに思います。

それからもう一つ、先ほど俵委員さんが言われました379ですね、秋芳洞案内業務委託料ということで24年が22名、25年も22名というふうな説明じゃったろうと思いますけど、お金の面で約400万円ばかり増加しております、特に何か事情があるんかのうと思ひましてお尋ねです。

委員長（岩本明央君） はい、大野観光総務課長。

総合観光部観光総務課長（大野義昭君） 25年度、委託職員のそれぞれ人数は変わっておりませんが、中の組織です、特に委託職員の質の向上を目指すことから、それぞれの部署の責任者を今、決めることとしております。それとそれを補助する副主任と言いますか、そういったものを予定しております。

そういった関係で、手当を1日当たりですけど、主任に対しては500円、副主任に関しては300円の手当を予定しております。それとあと、今までは、それぞれの夏、冬の特別の手当等を出しておりませんでしたけど、今年度、夏は2万円、冬は3万円程度の俗に言う素麺代、餅代程度の手当を出すふうに予定しております。そういった関係で委託料が増加しております。以上です。

委員長（岩本明央君） はい、秋枝委員。

委員（秋枝秀稔君） わかりました。皆さんが働きやすく、働く意欲が出るような管理していただいたら、金が100万かかっても200万で収入がありゃあええことですから、ひとつ頑張ってくださいと思います。

それからもう一点、383ページ業務委託料3,556万4,000円というふうになっておりまして、昨年の予算書見ますと1,400万円で約2.5倍に膨れております。先ほど説明いただきまして、わかりましたんで、お金が増えたら増えたようにしっかり頑張ってください、観光事業を発展させていただけたらというふうに思っております。一応これは意見として、はい。

委員長（岩本明央君） そのほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第10号平成25年度美祢市観光事業特別会計予算を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり可決されました。

4時まで暫時休憩をいたします。

午後3時48分休憩

午後4時00分再開

委員長（岩本明央君） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

次に議案第12号平成25年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。三浦地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（三浦洋介君） それでは、議案第12号平成25年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。予算書の36、37ページをお開き下さい。

美祢市住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181万2,000円とするものであります。

まず、歳出から御説明申し上げます。同じく、この予算書の414、415ページをお開き願います。

1款住宅資金貸付費でございます。これは、今日では貸付事務はございませんので、償還事務に係る経費でございます。10万8,000円計上しております。特定財源として住宅資金県補助金7万9,000円、諸収入2万9,000円を見込んでおります。

次に2款公債費・1項公債費・1目元金及び2目利子は、それぞれ総務省への償還金であります。元金・利子あわせて88万5,000円計上しております。特定財源といたしまして、諸収入88万5,000円を見込んでおります。

次に3款予備費といたしまして、81万9,000円計上しております。特定財源として、諸収入81万9,000円を見込んでおります。

続きまして、歳入を御説明いたします。412、413ページにお戻り下さい。

1款県支出金・1項県補助金・1目住宅資金補助金でございます。これは、償還推進助成事業県補助金でありまして、補助基準額の4分の3の7万9,000円を見込んでいます。

次に2款諸収入・1項貸付金元利収入・1目住宅資金貸付金元利収入であります。173万3,000円見込んでおりまして、資金貸付に伴う償還金であります。

なお、今日までの未償還分につきましては、平成25年度におきましても引き続き臨戸訪問、電話催告などにより、積極的に債務整理を行うこととしております。

以上でございます。

委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第12号平成25年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に議案第14号平成25年度美祢市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 続きまして、議案第14号平成25年度美祢市介護保険事業特別会計予算につきましての御説明を申し上げます。恐れ入りますが、予算書の47ページをお開き願います。

47ページの第1条でございますが、平成25年度美祢市の介護保険事業特別会計の予算につきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,856万6,000円と定めるものでございます。詳細につきましては予算書に基づきまして、主な部分を御説明いたしたいと思っておりますので、恐れ入りますが、予算書の446、447ページをお開き願います。

最初に、歳出の方から説明を申し上げたいと思っております。まず、1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費につきまして、4,720万円を計上いたしております。

説明欄の002一般管理経費につきまして、1,023万6,000円を計上しております。

平成25年度におきまして、業務量の増大に対応するため臨時職員1名の雇用を予定していることから、社会保険料21万9,000円、雇用保険料2万円、臨時職員賃金146万7,000円をそれぞれ増額を行っておりますが、その一方で電算運用支援委託料につきまして、平成24年度で実施しました介護保険システム改修の減額等により減額となるものであります。

次に448、449ページをお開き願います。続きまして3項介護認定審査会費にでございます。

まず、1目介護認定審査会費につきましては、要介護・要支援の認定や介護度を判定する介護認定審査会委員に支給する委員報酬が主なものであります。前年度と比較をいたしまして、開催回数の増を見込み18万円を増額しております。一方で前年度当該費目で措置しておりました臨時職員1名分の賃金の削減等により44万4,000円減の900万2,000円を計上したものでございます。この削減をした臨時職員につきましては、その業務内容を見直して、先ほど御説明をいたしま

した一般管理費において対応することとしております。

その下の次の2目認定調査等費につきましては、認定調査にかかる経費で、調査員に対する人件費や、介護認定審査の際に必要な主治医意見書に対する手数料が主なものでございます。前年度と比較して43万円増の2,130万3,000円を計上してございます。増の主なものとすれば、認定調査の充実を図るため、嘱託職員の増員による職員体制の変更を予定していることによるものであります。

続きまして、450、451ページをお開き願います。2款保険給付費、特に1項介護サービス等諸費につきましては、要介護に認定された被保険者が介護サービスを利用された際の給付事業に係る経費でございます。介護事業計画等を踏まえ、平成24年度の実績見込み等を勘案をし、予算額を計上いたしたところでございます。主なものといたしましては、1目の居宅介護サービス給付費7億8,986万7,000円、3目地域密着型介護サービス給付費2億4,483万7,000円、それから5目施設介護サービス給付費につきましては、12億1,597万4,000円等々でございます。

続きまして、454、455ページをお開き願います。続きまして、2項介護予防サービス等諸費についてでございます。ここでは、要支援1及び2に認定された被保険者が介護予防サービスを利用された際の給付事業に係る経費について予算計上をいたしたものでございます。主なものとして、1目介護予防サービス給付費1億3,359万3,000円が主なものとなっております。

続きまして、458、459ページをお開き願います。ページ中ほどでございますが、4項高額介護サービス等費につきましては、要介護・要支援者が1カ月に支払った利用者負担が一定の上限を超えたとき、申請により償還払いをするサービスでございます。介護・介護予防併せまして、表の一番下の計でございますけれども、4,851万3,000円を見込んでおるところでございます。

続きまして、その下の5項高額医療合算介護サービス等費についてでございます。これは医療と介護の自己負担が著しく高額になる場合の負担を軽減するため、医療と介護の自己負担額を合算したときの年額の自己負担限度額を設定し、その限度額を超えている場合、被保険者が申請をすれば、限度額を超えた額を健康保険、介護保険で按分して支給するサービスでございます。次のページの460ページの上の方でございますけれども、介護と介護予防とを併せてまして、705万3,0

00円を計上いたしたところでございます。

続きまして、その下の6項特定入所者介護サービス等費につきましては、低所得の要介護・要支援者が施設サービスを利用した際の食費や居住費について、補足給付として支給するサービスでございます。介護と介護予防を併せて、462ページ、恐れ入りますがページを移していただきまして、一番上の方ですけれども、1億3,542万8,000円を計上いたしたところでございます。

続きましてその下、3款地域支援事業費・1項介護予防事業費・1目介護予防一次予防事業費について説明でございます。25年度におきましても平成24年度に引き続きまして、健康運動指導士や管理栄養士など専門の知識を持つ方によります複合型介護予防教室、我々はばわふるシニア教室という名前で御案内いたしておりますけれども、そういった教室や認知症予防教室を開催するとともに、地域グループ補助金により、各地域で活動をされているいきいきサロンに対してまして、財政的援助を行うこととしております。総額は、491万9,000円を計上してございます。

次のその下の2目介護予防二次予防事業についての御説明でございます。新年度の主な経費につきましては、右の説明欄に記載をしてございますけれども、まず二次予防事業対象者把握事業委託料として418万3,000円を計上してございます。そして、市内の社会福祉法人や民間事業所に業務委託し、対象者に対して介護予防プログラムを実施していただく生活管理指導事業等委託料、我々はきらめきシニア教室という名前でご案内いたしておるところでございますが、これの委託料として240万円をそれぞれ計上いたしているところでございます。総額につきましては、見込みに基づき875万1,000円を計上いたしてございます。

続きまして、464、465ページをお開き願います。続きまして、2項包括的支援事業・任意事業費について御説明でございます。まず、1目介護予防ケアマネジメント事業費におきまして、前年度と比較して17万3,000円減の1,838万円を計上してございます。主要事業につきましては、右の説明欄にございます002介護予防ケアマネジメント事業のとおりでございます。これは、介護予防二次予防事業対象者に対する介護予防事業及び要支援1・2の認定者に対するケアマネジメントを行う事業に要する経費でございます。主なものはケアマネージャの人員費とケアプラン策定の業務委託料であります。

続きまして、2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費についてでございます。前年度と比較して250万9,000円減の3,109万9,000円を計上しております。主要事業につきましては、右の説明欄、002包括的・継続的ケアマネジメント事業でございます。これは、地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、ケアマネージャ等との他職種協働、それから地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援を行うものでございます。ここでは、職員等の専門知識や技術の向上、それから体制づくりの強化を図るための研修会等にかかる経費、あるいは467ページ、上の方になりますけれども、美祢東地域包括支援センターへの委託料1,516万5,000円が主なものでございます。

続きまして、その下の3目任意事業費についてでございます。前年度と比較して200万円減の2,115万9,000円を計上してございます。この費目におきまして、判断能力の低下した認知症高齢者の権利擁護のための成年後見制度の利用支援や配食サービス、要介護者を介護する家族等に介護方法等を習得していただくための教室の開催に係る経費を計上しておるところでございます。

歳出に係ります主な説明につきましては以上でございます。

続きまして、歳入について御説明でございます。恐れ入りますが、438、439ページにお戻り願います。

まず、1款保険料・1項介護保険料・1目第1号被保険者保険料につきましては、第1号被保険者、すなわち65歳以上の高齢者から納付をいただきます保険料でございます。1節の現年度分特別徴収保険料が4億4,814万5,000円、2節の現年度分普通徴収保険料が2,860万5,000円、3節の滞納繰越分普通徴収保険料が1,000円で、総額として4億7,675万1,000円を計上してございます。

続きまして、2款分担金及び負担金でございます。これは地域支援事業あるいは介護予防事業に対しまして、参加者あるいはサービスの利用に伴いまして、その御本人から徴収をいたすものでございますけれども、総額として851万2,000円を計上しておるところでございます。

続きまして440、441ページをお開き願います。一番上の4款国庫支出金・1項国庫負担金・1目介護給付費負担金につきましては、給付事業に対します国が

らの負担部分で、4億7,131万円を計上してございます。

続きましてその下の2項国庫補助金につきましては、市が実施をいたします地域支援事業等に対する国の補助金でございます。総額で一番下でございますけれども、2億2,837万7,000円を計上いたしておるところでございます。

続きましてその下の5款支払基金交付金でございます。これは社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。総額で7億9,077万3,000円を計上しております。

その下の6款県支出金・1項県負担金でございます。1目介護給付費負担金につきましては、給付事業に対します県からの負担部分でございます。総額で4億1,063万4,000円を計上いたしております。

続きまして442、443ページをお開き願います。一番上の2項県補助金でございます。これは市が行います地域支援事業等事業に対する県の補助金でございます。総額で1,026万1,000円を計上してございます。

なお一番下にあります財政安定化基金交付金につきましては、これは平成23年度もちまして廃止をされておりまして、残金についても精算されますので、25年度につきましては0でございます。

それから一番下の8款繰入金でございます。1項の一般会計繰入金につきましては、介護保険事業実施に対する一般会計からの繰入金でございます。総額で、4億3,924万2,000円でございます。

続きまして444、445ページをお開き願います。2項基金繰入金でございますが、介護給付費準備基金繰入金につきましては、4,425万5,000円を計上いたしてございます。

最後でございますが、一番下でございます。10款諸収入・2項雑入につきましては、1目第三者納付金、2目返納金につきましては、それぞれ前年度と同額の1,000円を計上しております。3目雑入につきましては、840万3,000円を計上してございます。右の説明欄にございますけれども、介護予防支援費収入と、これは介護予防ケアプランの作成に対する報酬でございます。833万7,000円を計上いたしたものでございます。

以上で説明が終わりでございます。御審議につきまして、よろしく願います。

委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 予算書の450ページなんですけど、この居宅介護サービス給付費、そして地域密着型介護サービス給付費、そして施設介護サービス給付費ってありまして、今回前年度に比べて皆比較していくならば、その給付費が居宅では2,000万円下がってます。そして地域密着型も1,100万下がっています、減額。施設介護サービス給付、これは3,500万円程度下がっておりますけれども、この要因というのは、それぞれ介護を受けられて、そして要介護3、4、5、そういった方が対象となっていると思いますけれども、こういった方が平成24年度中に多く亡くなったために、介護サービス給付費が減額となったのかどうか、ちょっとその辺についてまずお尋ねしたいと思います。

委員長（岩本明央君） はい、白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄治君） 只今の岡山委員の御質問についてお答えしたいと思います。介護サービス等費でそれぞれ給付費が下がっていると、この要因は何かということでございますけれども、数的にはほぼ同レベルか、ちょっとずつ増えておるとい状況でございますけれども、ご存じのとおり平成24年度に報酬改定がなされまして、そういった部分も多少影響しておるのかなあというところでございますので、まだ年度の、1年間まだ経っておりませんで、その辺の分析がまだ整っておりませんが、今私どもが持っている数字の中で、この25年度の予算を予算計上したところでございます。

また、その傾向等が固まりましたら、その都度またこの場にていろいろとご指導いただければと考えております。

委員長（岩本明央君） はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） まあその辺については、報酬の改定等でその辺がまだはっきりとわからないということでありまして、私はまださっき言った感じで、逆に亡くなられた方が増えたんかなってそういう思いでちょっとお話をしました。

それでそれぞれの今回給付費の比率ですね、居宅、地域密着型、施設介護。居宅では35%給付のウエイト、地域密着は11%、施設、大型の特別養護老人ホームである54%のこういった給付、介護サービス給付措置が施されておりますけれども、この辺の比率っていうのは変わっていかないかどうかな。

基本的には自宅でしっかりと介護を受けて、人生をしっかりと生きていただきたいと部分もありましょうし、地域密着型で、地元でしっかりと介護サービスを受けていこうということで、この第5期介護事業計画によりましてですね、地域密着型、本当に地域のその住んでいるところでそういった施設を作っていただいております、そこで入所をそしていくと。そういう形が今後増えていくかどうか。5期ではそれが増えていくことによって、また介護給付費が増えていくかどうか。その辺の見通しについてどのような分析をしておられますか、お尋ねしたいと思います。

委員長（岩本明央君） はい、白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄治君） 基本的に施設につきましてはですね、介護事業計画に掲載をされた事業以外の新たな建設ということはできないわけですが、特に運営がされております特別養護老人ホームですとか、広域型の分につきましてはですね、ほとんど県の方の姿勢といたしますか、あまり今後増えていかないというふうに捉えておりますので、今後増えていく施設につきましては、地域密着型が今後は増えていくのかなあというふうに考えておるところでございます。

委員長（岩本明央君） よろしいですか。はい、そのほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第14号平成25年度美祢市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に議案第15号平成25年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。杉原市民課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） それでは、議案第15号平成25年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明いたします。予算書55ページをお開き下さい。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,918万6,00

0円と定めるものでございます。

平成25年度予算は山口県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき編成しております。なお、平成25年度に向けた制度の改正等は特にございません。

まず、予算の概要書の説明をさせていただきます。予算の概要書の15ページをお開き下さい。予算額は4億2,918万6,000円、前年度4億2,604万9,000円に比べ、313万7,000円、0.7%の増となっております。

まず、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金4億2,339万1,000円、対前年度比0.9%の増となっております。諸支出金69万円、544.9%の増、これは、主に年金より特別徴収をしている保険料の還付金で、年度を越して還付する場合のためのものです。還付には日本年金機構の許可が必要で、近年の実績を基に昨年度より増額して計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。後期高齢者医療保険料2億9,673万3,000円、前年度に比べ、2.4%の増です。繰入金1億3,043万8,000円、3.3%の減、これは、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金の内、広域連合への事務費負担金の減額、これは平成24年にシステムの改修の経費が計上されていたためでございますが、減額に伴い繰入金を減額したことが主な理由となります。諸収入195万4,000円、43.2%の増は、歳出の予算還付金の増額による広域連合からの補填額の増によるものでございます。

続きまして、予算に関する説明書により、平成25年度の主な事業について御説明いたします。まず歳出を御説明いたします。予算書の484、485ページをお開き下さい。1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費、昨年より110万4,000円の減額でございます。これは、平成24年度、後期高齢者医療制度の電算標準システムの更新に対応するための電算機器の更新と標準システム導入の予算を計上していたため、その相当額の減額となります。

続きまして、2款・1項同じ名前の後期高齢者医療広域連合納付金4億2,339万1,000円です。説明欄をご覧下さい。この内訳は、広域連合の医療給付事務に係る人件費・事務費の負担金である事務費等負担金といたしまして、1,177万6,000円、保険料軽減にかかる負担金にあたる保険基盤安定負担金といたしまして、1億1,485万円、後期高齢者医療保険料として、2億9,673万5,000円となっております。いずれも山口県後期高齢者医療広域連合への納付

金でございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。480、481ページをお開き下さい。1款・1項ともに同じ名前で、後期高齢者医療保険料となります。1目特別徴収保険料、説明欄をご覧ください。現年度分といたしまして、2億3,399万6,000円、2目普通徴収保険料として、現年度分、滞納繰越分を合わせまして6,273万7,000円となります。これは、広域連合からの通知に基づき計上しております。

続きまして3款繰入金・1項一般会計繰入金1億3,043万8,000円を計上しております。まず、1目、事務費繰入金1,558万8,000円の内訳としまして、後期高齢者広域連合への事務費負担金1,177万5,000円、市の後期高齢者医療事業特別会計に381万3,000円となります。

2目保険基盤安定繰入金1億1,485万円は歳出の保険基盤安定負担金に対応するものでございます。

以上で説明を終わります。

委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第15号平成25年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に議案第37号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、杉原市民課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） 議案第37号について御説明いたします。住民基本台帳法の改正等に伴い、外国人住民も住民基本台帳の適応対象になり、また、新たな在留管理制度の導入や外国人登録法の廃止などが行われました。これに

より、本年度の6月議会で美祿市行政組織条例を初めとしたいいくつかの条例の一部改正を行いました。これと同様に山口県後期高齢者医療広域連合規約の改正も必要になりました。この規約を改正することについては、地方自治法第291条の3第3項の規定により、関係する地方公共団体の協議によりこれを定めることとなっております。この関係する地方公共団体と協議を行うことについては、地方自治法第291条の11の規定により、市議会の議決が必要となりますことから、この度議案として提出したものであります。

改正の詳細については、美祿市議会定例会参考資料ございますが、そちらの32ページ、参考資料の一番後ろのページになります。改正は、下線の部分及び外国人登録原票を削るものでございます。なお、この規約は、平成25年4月1日から施行されます。以上で説明をおわります。

委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第37号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に議案第38号二級河川の指定の変更に係る意見についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。前野建設課長。

建設経済部建設課長（前野兼治君） それでは、議案第38号二級河川の指定の変更に係る意見についての御説明をいたします。議案書の38-1ページをお開きください。

これは、河川法第5条6項により、県が指定しております二級河川について、指定の変更や廃止があった場合、指定の手續に準じて行わなければならないとされております。この度、山口県知事より、二級河川の区間の変更について意見照会がご

ざいました。

今回、区間の変更があった河川は、美祢市美東町真名宗国地区に起点を発生しております二級河川の宗国川でございます。これは、昭和45年から49年にかけて日本道路公団が施工しました中国自動車道建設工事によって、河川上流端において、河川の付替工事が行われましたが、その時指定区間の変更が行われないうままに現在に至っているところでございます。

今回議案書の下記の表にありますように、河川の上流端の起点の左岸で、美祢市美東町真名葉山1312番地先から同じく葉山の1313番4地先に変更し、そして、右岸側を美祢市美東町真名平畑1311番地先から同じく平畑の1312番2地先に変更するものでありまして、河川法第5条第5項の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議ほどよろしくお願いいたします。

委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第38号二級河川の指定の変更に係る意見についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第38号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案22件につきましての審査を終了いたしました。

その他委員の皆さまから何かございましたら、発言を求めます。はい、俵副委員長。

副委員長（俵 薫君） 昨年の12月嘉万公民館において議会報告会を行いました。その時市民の皆さまの御質問にお答えをすることができない件が1点あります。それをこの場をお借りして御報告をさせていただきたいと思っております。

質問の内容としましては、合併して同じ市営住宅なのに、美祢市域と秋芳地域では有線テレビの加入時の工事費等の負担が違うのかという内容の御質問でありました。

回答といたしまして、有線テレビについては、美祢、美東、秋芳の各地域とも合併前後に及ぶ開所時期の違い、また現在美祢地域はMYT、美東・秋芳地域は山口ケーブルが運営主体であり、サービス内容も全く同じものになっていない状況であります。よって、3地域とも有線テレビの加入時の工事費等の負担を完全に同じにすることができず、やむを得ないことと考えております。

また地域ごとでは、個人住宅でも公営住宅でも、有線テレビの加入時の工事費等の負担は同じであります。加入促進期間等で幾度か負担額等を減額し、美祢市全体の有線テレビの普及に努めているところであります。

また美祢地域の公営住宅団地の一部では、建物の建替工事に合わせ、有線テレビの配線工事等もすべて済ませ、その加入金も含め経費等は月々の家賃に含まれたものとなっています。よって入居者には加入時の直接的な負担はなく、月々の有線テレビ使用料のみとなります。

このことより、今回の質問があったわけではありますが、以上のことによるものですので、ご理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

議会と致しましては、今回のことを事後確認したわけですが、美祢市には現在市営住宅が36団地、836戸あり、そのうち公営住宅法による耐用年限を超えた住宅が約4割近くあると聞いております。今後、市営住宅長寿命化計画に諮り、団地ごとの建物の建て替え等も全地域で行われると思っておりますが、その際には美祢地域建て替えと同じ運用をされることと、大規模な建物単位の市営住宅の改善等の際にも、入居者へ十分な説明の上、有線テレビの工事等をするを執行部に進言し、対応することの確認をいただいております。

以上で今回の議会報告会における質問の回答並びに報告とさせていただきます。

以上です。

委員長（岩本明央君） ご心配でした。そのほか委員さんから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。

午後 4 時 4 1 分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成 2 5 年 3 月 1 8 日

教育民生建設観光委員長

岩本明夫